

## 1. 保育補助者雇上強化事業について【保育課】

### ■ 概要

保育士資格を持たない保育士の補助を行う者（保育補助者）を雇上げることにより、保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

#### 1. 対象施設（私立園）

保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業実施施設

#### 2. 対象となる職員 ※以下の要件をすべて満たすもの

- ① 新年度新たに雇上げた職員であること
- ② 保育士資格を有していないこと
- ③ 原則として勤務時間が週 30 時間以下であること
- ④ 保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体が認めた者

#### 3. 補助基準額（上限）

- ① 定員 120 人以下の施設 年額 144 万円（1 名分）
- ② 定員 121 人以上の施設 年額 288 万円（2 名分）
- ③ 補助対象となる職員の時給は 1,000 円を上限

#### 4. 補助率

100%（国 6/8、県 1/8、市 1/8）

#### 5. 実施時期及び補助対象期間

平成 31 年度から平成 33 年度（2021 年度）の 3 年間

※その後は国の補助事業の継続状況や各民間保育園等の保育人材確保状況を勘案し、事業の継続を判断する。

#### 6. 事業費

平成 31 年度の事業費見込額 24,480 千円 ※来年度当初予算で要求内、7/8 に当たる 21,420 千円が国県補助金として交付される

14 施設で実施希望あり（定員 120 人以下：11 施設、定員 121 以上：3 施設）

利用定員 120 人以下：1 人、利用定員 121 以上：2 人の保育補助者の雇用を想定